発行　株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞　第 186 号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
Making food labeling accessible for everyone.

サプリメントに関する作業部会 (WG FS) からの昨今の提案に関するニュースレター

WG FS提案：13種類の物質の使用制限または禁止について

欧州食品安全機関本部（HoA）は最近、サプリメントに関する作業部会（WG FS）からの重要な報告書を発表しました。この報告書では、サプリメントによく使用される13種類の物質の使用制限または禁止を提案しています。この取り組みは、消費者保護を強化し、欧州連合（EU）全体で調和のとれた規制アプローチを確保することを目的としています。

WG FSは合計117種類の物質をレビューし、サプリメントとして摂取された場合の潜在的な健康リスクを評価しました。このレビューに基づいて、13種類の物質が潜在的な健康リスクのために優先的に特定されました。これらの13種類の物質については、すでに所轄官庁食品評価(CAFAB)の新規食品作業部会が連絡を取り、「新規でない※1」または「NFSでない※2」と確認されています。

DECERNIS
A FOODCHAIN ID COMPANY

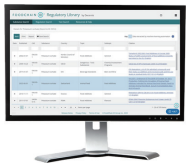

gComply
各国基準情報の検索システム
世界中の基準情報データベースから、対象国の根拠文書（現地語＆英語）を簡単に検索

13種類の物質の概要

- 植物製剤に含まれるクマリン
- ウコン（Curcuma spp.）製剤に含まれるクルクミン
- セイヨウオトギリソウ（Hypericum perforatum）
- メラルーカ（Melaleuca spp.）精油
- メラトニン
- ピペリン
- ミカン属（Citrus spp.）製剤に含まれるp-シネフリン
- トリプトファン
- ブラックコホシュ（Actaea racemose）
- マカ（Lepidium meyenii）
- カミメボウキ（Ocimum tenuiflorum）
- ハマビシ（Tribulus terrestris）
- アシュワガンダ（Withania somnifera）

※1 新規でない（Not Novel）：'新規でない' と分類された物質は、1997年5月15日以前にEUでの消費の歴史があるため、新規食品規則（EU）2015/2283に基づく事前市場承認を必要としません。

※2 NFSでない（Not NFS: Not for Supplement Use）：'NFSでない' と見なされる物質は、科学的証拠に基づいて、サプリメントでの使用が健康リスクを引き起こす可能性があると示唆されているものです。

今後の予定：欧州委員会とEFSAの協議による決定

次のステップは、欧州委員会（EU COM）がこれらの勧告について欧州食品安全機関（EFSA）と協議して決定することです。潜在的な健康リスクがあると判断された物質は、規則（EC）No 1925/2006に基づく「第8条手続き」の対象となります。この手続きにより、これらの物質はEU内で禁止、制限、または監視の対象となる附属書IIIに含まれることになります。

日本の現状

日本でも、紅麹（Monascus）事件に端を発する機能性食品表示制度の大幅な見直しが進行中です。

この事件は、コレステロール低下効果で知られる紅麹製品の一般的な成分である「ベニコウジカビ」(Monascus purpureus)の安全性に関する懸念を含んでいました。報告によると、原因はプベルル酸などの化合物の生成によるものとされています（参考資料1、参考資料2）。

機能性食品表示制度の主な変更点は、健康被害の報告義務化と適正製造規範（GMP）要件の導入です。

結論

欧州委員会とEFSAがこれらの勧告を進める中で、食品事業に関係する人々においては規制の変更に備え、情報を常に最新に保つことが重要です。同様に、日本の機能性表示食品制度の改訂は、サプリメントの規制強化に向けた世界的な動きを強調しています。両地域の取り組みは、消費者を保護しながら、食品サプリメント業界の健全性を維持することに対するコミットメントを示しています。

（イクラム）

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。

ミニコラム

個別品目ごとの表示ルール見直しの検討が始まりました

2024年5月29日に、「第1回 個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」（以下分科会）、6月18日に第2回分科会が開催されました。

今回は公表される資料をもとに現在検討されている「個別品目ごとの表示ルール見直し」について整理してみたいと思います。

検討の背景

令和５年度食品表示懇談会での議論に引き続き、国際基準との整合性も踏まえながら合理的で分かりやすい食品表示制度の在り方が検討されています。

令和６年度食品表示懇談会にて取り上げられる「個別品目ごとの表示ルール」については、1999年に横断的な表示基準が策定されてから本格的な見直しは行われていません。個別品目に定められる表示基準には役割が終了しているものもあると思われることから、品目ごとに関係する業界団体からヒアリングを実施し、ルールの要否及び改正の必要性について検討する方針です。

検討事項

表示事項ごとに必要性、合理性を確認する予定です。具体的な検討内容を一部以下にまとめます。（詳細については分科会資料３をご参照ください。）

別表第３ 食品の定義	• 現在の状況、時代に沿ったものなのか • 定義が新商品等の開発の阻害になっていないか等
別表第４ 個別の表示ルール（名称、原材料名、添加物、内容量）	• 規定される名称が実態にあっているのか • 原材料名の個別の表示ルールと横断的な基準の違い • 栄養強化目的で使用した添加物の表示 • 内容量の表示単位等

別表第５ 名称の規制	• 前述「食品の定義」とセットで検討
別表第 19 追加的な表示事項	• 時代の変化による必要性の再確認等
別表第 20 表示の様式	• 表示箇所、書式等 • 前述「追加的な表示事項」とセットで検討
別表第 22 表示禁止事項	• 個別の表示禁止事項が削除されると、商品ごとに横断的な表示禁止事項や景品表示法をもとに表示の適否を判断することとなるため、その合理性等

今後について

食品表示基準を改正する際は、複数品目まとめて、ヒアリング等踏まえて改正案を作成し、パブリックコメントの実施、消費者委員会への諮問など所定の手続きを経て改正することとなります。

検討状況等により、複数回ヒアリングすることが想定されますが、全ての品目について令和６～７年度の２年間で、一定の結論を得ることとされています。検討にさらなる時間が必要な場合は、検討時期を明確にした上で検討を継続することを想定しています。検討スケジュールイメージもご参考のうえ、今後の動向に注目していただくことをおすすめいたします。

（オフィーリア）

執筆書籍 好評発売中！

新訂2版　基礎からわかる

食品表示の法律・実務ガイドブック

新訂2版　基礎からわかる食品表示の法律・実務ガイドブック
著　者：石川 直基　的早 剛由
株式会社ラベルバンク
出版社：第一法規株式会社
発刊日：2023年10月19日
価　格：4,290円(本体：3,900円)
https://www.label-bank.co.jp/column/book.html

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。

今月のお気に入り言葉

When it rains, look for rainbows.
When it's dark, look for stars.

（オスカー・ワイルド）

Label bank

発行　株式会社ラベルバンク
〒532-0011
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F

毎月 1 日発行
WEB サイト：
https://www.label-bank.co.jp/
お問い合わせ：
customer@label-bank.co.jp
Tel. 03-6260-9540